

## 庄原市と生活協同組合ひろしまとの包括連携協定書

庄原市（以下「甲」という。）と生活協同組合ひろしま（以下「乙」という。）は、  
甲乙間の連携について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （協定内容の変更）

第6条 本協定の全部又は一部の変更を行う場合は、変更内容につき事前に甲乙間で  
協議の上、これを行うことができる。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携を図り、協力して、次条に定める事項（以下「本連携事項」という。）を推進することにより、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### （規定外事項）

第7条 本協定の各条項の解釈に疑義等が生じた場合又は本協定の定めのない事項が  
生じた場合は、甲乙間で誠意をもって協議の上、解決を図るものとする。

### （本連携事項）

第2条 本連携事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 安心して暮らせるまちづくり、日常生活支援に関するこ
- (2) 食育の推進に関するこ
- (3) 災害時における生活関連物資供給等に関するこ
- (4) 地産地消の推進に関するこ
- (5) イベント活動支援に関するこ
- (6) その他、地域活性化及び市民サービスに関するこ

2 前項各号に定める本連携事項を効果的に促進するため、甲及び乙は、定期的に協  
議を行い、具体的な取組内容及び実施方法等について、取り決めるものとする。

令和3年12月27日

甲： 庄原市中本町一丁目10番1号

庄原市

代表者 庄原市長

木山耕三

### （守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定による取組の実施にあたって知り得た相手方の秘密を、  
当該相手方の承諾なしに、第三者に漏らしてはならない。

乙： 廿日市市大野原一丁目2番10号

生活協同組合ひろしま

代表者 理事長

横山弘成

### （期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項に規定する期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示がない場合は、本協定は同一条件をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

### （中途解約）

第5条 甲及び乙は、協定期間であっても、1か月前の予告期間をもって相手方に対  
し事前に書面で通知することにより、本協定の全部又は一部を解約することができ  
る。ただし、甲乙双方において合意した場合は、その予告期間を短縮することができる。